

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 21 号
2 0 1 9 年 1 月 2 9 日

東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
新 幹 線 鉄 道 事 業 本 部 関 西 支 社
支 社 長 松 寄 道 洋 殿

J R 東 海 労 働 組 合 新 幹 線 関 西 地 方 本 部
執 行 委 員 長 畑 野 浩 孝

「年休を失効させないための努力義務」に関する申し入れ

本年度も年休を失効する社員が多く見込まれる。
これは会社が、社員の年休を失効させないための努力義務を怠っている結果である。
よって、下記の通りその対策を申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 会社は、社員の年休が失効しないようにすること。
2. 年休が失効しそうな社員に年休の申請を促し、年休を発給すること。
3. 休日予定日を年休にし、労働日を本人の同意を得て休日指定＝「休日出勤」を行ったように勤務処理すること。
4. 早急に十分な要員を確保すること。

以上